

令和8年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項

東京都教育委員会

- 1 都内在住者で都外の中学校等に在学している者又は都内在住者で中学校等を既に卒業した者
(都内在住者で外国において学校教育における9年の課程を修了した者を含む。) …… 1ページ
- 2 入学日までに都内の島しょに転居することが確実な者 …… 2ページ
- 3 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …… 3ページ
- 4 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者 …… 4ページ

分割後期募集・第二次募集への応募について

分割後期募集・第二次募集の出願に要する応募資格審査関係書類の様式は、第一次募集・分割前期募集と同様です。

分割後期募集・第二次募集においては、募集校の発表日と出願日が近接しているため、入学願書を除く応募資格審査関係書類は、事前に複数枚用意するようお願いいたします(写しでも構いません。ただし、調査書は、公印のある厳封されたものが必要です。)。

※ 注意事項

1 「保護者」について

応募資格審査取扱要項1から4まででいう「保護者」とは、本人に対し親権を行う者であって、原則として父母のことをいいます。父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいいます。

保護者が父母である場合、志願者が、父母両方と都内に同居し、入学後も引き続き都内に同居することが原則です(島しょの高校に出願する場合を除きます)。一時的に都内に住所を有し、入学後、都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する予定のある場合には、応募することはできません。

なお、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、必要書類を提出し、応募資格の審査を受けた上で、応募資格が認められることがあります。どのような場合でも認められるということではありません。

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類は、表紙裏面のとおりです。

2 入学後の資格要件の確認

入学した都立高校においては、毎年、生徒及び保護者の住所を確認します。

その際、応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認され、入学したと認められた場合は、入学を取り消すことがあります。

3 出願に要する書類等の原本確認について

インターネットを活用した出願(以下「インターネット出願」といいます。)において、写しの提出が認められている書類については、出願時は写しのみを提出してください。ただし、合格後、入学日までに合格した都立高校に原本を提示し、確認を受けてください。

<問合せ先>

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03(5320)6745(直通)

<特別の事情として認められる事情及び必要書類>

区分	父母の一方が都内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類	応募資格 審査取扱 要項の該 当項目
A	父母のどちらか一方が<u>都内に志願者と同居できない理由が、介護、病気療養（又は出産）のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u> ※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。 ※ 病気療養については、志願者の保護者又は志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とします。	〔介護の場合〕 ・<u>介護保険被保険者証</u> 〔病気療養の場合〕 ・医師の診断書（都内に転入できない理由が記載されているもの） 〔出産の場合〕 ・<u>母子健康手帳</u> ※ 郵送で提出する場合、上記<u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。	1、3、4
B	父母のどちらか一方が<u>都内に転入する理由が、介護のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u> ※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。	・<u>介護保険被保険者証</u> 〔都内に転入できない父又は母〕 ・他道府県における勤務証明書等 ※ 郵送で提出する場合、上記<u>二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。	3
C	父母のどちらか一方が<u>都内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のためであり、志願者にとって、都内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u>	・事件係属証明書等	1、3、4
D	日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が<u>都内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のためであり、志願者にとって、海外から都内に転入又は都内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u> ※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。	・海外における勤務証明書等（入学日以降も海外における勤務継続予定が確認できるもの）	4

- ◆ 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、入学願書の受付日前までに、あらかじめ出願を予定している都立高校に御相談ください。
- また、事前に必要書類を持参すれば、東京都教育委員会において、事前の資格確認を受けることが可能です。東京都教育委員会による事前の資格確認を受けた場合には、「特別の事情確認証」を発行しますので、「特別の事情確認証」を入学願書等の出願書類と併せて、願書受付日に志願する都立高校へ提出してください。

問合せ先

<事前の資格確認について>

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課入学選抜担当
 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階
 電話：03-5320-6745（直通）

<一般的な入試制度について>

都立高校入試相談コーナー
 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎15階
 電話：03-5320-6755（直通）
 問合せ時間：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）午前9時から午後5時まで

1 都内在住者で都外の中学校等に在学している者又は都内在住者で中学校等を既に卒業した者（都内在住者で外国において学校教育における9年の課程を修了した者を含む。）

一 応募資格

高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)に該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和8年3月に卒業する見込みの者又は既に卒業した者（外国において学校教育における9年の課程を修了した者を含む。）

(2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

また、都内に住所を有し、都外の中学校等に在学している者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当すると中学校の校長が認める者については、具申書（東京都立高等学校入学者選抜実施要綱において定めた様式）を提出すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者

エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者

※ 海外帰国生徒対象の選抜又は在京外国人生徒等対象の選抜に出願する場合は、上記に加え海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱に記載された応募資格にも該当する必要がある。

二 出願方法

(1) 提出期間

入学願書提出期間とする。

(2) 提出先

志願する都立高校の校長

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立高等学校出願承認申請書（様式応1）

イ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

(ア) 理由書（様式応7）

志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記すること。

(イ) 父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類を参照し、該当の書類を提出する。

ウ 入学願書（所定の用紙）

（学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）においては、出願サイト上への入力による。）

エ 志願者及び保護者を記載した住民票記載事項証明書（様式応3）

（令和7年11月20日以降に区市町村長が発行したもの）

オ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

（出願サイト上での決済（学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）に出願する場合のみ）又は所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。ただし、一旦納付したものは還付しない。）

カ 調査書（所定の用紙）及び成績一覧表（在学している中学校の校長が作成したもの）

※ 成績一覧表は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校の校長に提出する。

キ 自己PRカード（所定の用紙）（面接実施校の志願者のみ）

ク 中学校英語スピーキングテスト個人レポート（都立高校提出用）

（中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）（以下「スピーキングテスト」という。）を受験した者のみ、提出する。やむを得ない理由によりスピーキングテストを受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに代えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。）

ケ 具申書（所定の様式）

※ 中学校の校長が上記一の(2)アからエまでのいずれかに該当すると認めた者のみ提出する。

コ 学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）において、やむを得ない事情により郵送により出願する場合は、受検票返送用の定形（長形3号）の封筒（返信時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

三 その他

(1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 上記二の(3)カについて、外国において学校教育における9年の課程を修了した者は、成績証明書又はこれに代わるもの（外国において学校教育における9年の課程が修了したことが分かる卒業証明書等）を提出する。

また、卒業者は、成績一覧表を提出する必要はない。令和8年3月31日現在満20歳以上の者（平成18年4月1日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。

2 入学日までに都内の島しょに転居することが確実な者

一 応募資格

高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)アからウまでのいずれかに該当し、かつ、(2)に該当する者

(1) ア 都外に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和8年3月に卒業する見込みの者

イ 中学校を卒業した者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

※ 都内の中学校を令和8年3月に卒業する見込みの者又は島しょの町村が別途独自に実施する島外生徒受入選考の合格者は、本項によらず、島しょへの転居及び身元引受人に関する申立書（様式 15-2）等の提出により、応募資格審査に代える。

(2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）の1人以上とともに、令和8年4月の入学日までに都内の島しょ（以下「島しょ」という。）に転居し、入学後も保護者と同居し、引き続き当該島しょから通学することが確実な者

なお、都立高校へ入学手続をするため、一時的に当該島しょに住所を有し、入学後再び当該島しょ以外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

二 出願方法

(1) 提出期間

入学願書提出期間とする。

(2) 提出先

志願する都立高校の校長

(3) 出願に要する書類等

ア 東京都立高等学校出願承認申請書（様式応1）

イ 不受検証明書（様式応2）（都外在住者のみ）

※ 道府県教育委員会教育長及び中学校の校長による当該道府県の公立高等学校等を志願しないことを証明する書類

ウ 転居に関する申立書（様式応4）

エ 転居を証明する書類

(ア) 新たに島しょに住居を持つ場合

契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）、当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し

なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。ただし、郵送により書類を提出する場合は、合格後に原本による確認を受けること。

(イ) 既に島しょに在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書（様式応3（令和7年11月20日以降に区市町村長が発行したもの））及び同居同意書（様式任意）

オ 入学願書（所定の用紙）

（学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）においては、出願サイト上への入力による。）

カ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

（出願サイト上での決済（学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）に出願する場合のみ）又は所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。ただし、一旦納付したものは還付しない。）

キ 調査書（所定の用紙）及び成績一覧表（在学している中学校の校長が作成したもの）

※ 成績一覧表は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校の校長に提出する。

ク 自己PRカード（所定の用紙）（面接実施校の志願者のみ）

ケ 中学校英語スピーキングテスト個人レポート（都立高校提出用）

（中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J YEAR 3）（以下「スピーキングテスト」という。）を受験した者のみ、提出する。やむを得ない理由によりスピーキングテストを受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに代えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。）

コ 学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）において、やむを得ない事情により郵送により出願する場合は、受検票返送用の定形（長形3号）の封筒（返信時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

三 その他

(1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。

(2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

(3) 入学日までに、入学を予定している都立高校の校長に住民票記載事項証明書（様式応3（申請した島しょの住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

3 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次の(1)アからウまでのいずれかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を令和8年3月に卒業する見込みの者
 - イ 中学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の各号のいずれかに該当する者

- (2) 保護者(本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。)とともに、令和8年4月の入学日までに都内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい(応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。)

なお、都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

※ 海外帰国生徒対象の選抜又は在京外国人生徒等対象の選抜に出願する場合は、上記に加え海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱に記載された応募資格にも該当する必要がある。

二 出願方法

- (1) 提出期間

入学願書提出期間とする。

- (2) 提出先

志願する都立高校の校長

- (3) 出願に要する書類等

ア 東京都立高等学校出願承認申請書(様式応1)

イ 不受検証明書(様式応2)

※ 道府県教育委員会教育長及び中学校の校長による当該道府県の公立高等学校等を志願しないことを証明する書類

ウ 転居に関する申立書(様式応4)

エ 転居を証明する書類

- (ア) 新たに都内に住居を持つ場合

契約書の写し(売買、賃貸)、転居証明書(社宅等)、当選通知書の写し(公共住宅)、確認済証(建築物)の写し

なお、写しの場合は原本を持参し、確認後返却を受けること。ただし、郵送により書類を提出する場合は、合格後に原本による確認を受けること。

- (イ) 既に都内に在住している親族等と同居する場合

親族等の住民票記載事項証明書(様式応3(令和7年11月20日以降に区市町村長が発行したもの))及び同居同意書(様式任意)

オ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類

- (ア) 理由書(様式応7)

志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

- (イ) 父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類を参照し、該当の書類を提出する。

カ 入学願書(所定の用紙)

(学力検査に基づく選抜(第一次募集・分割前期募集)においては、出願サイト上への入力による。)

キ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

(出願サイト上での決済(学力検査に基づく選抜(第一次募集・分割前期募集)に出願する場合のみ)又は所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。ただし、一旦納付したものは還付しない。)

ク 調査書(所定の用紙)及び成績一覧表(在学している中学校の校長が作成したもの)

※ 成績一覧表は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校の校長に提出する。

ケ 自己PRカード(所定の用紙)(面接実施校の志願者のみ)

コ 中学校英語スピーキングテスト個人レポート(都立高校提出用)

(中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J YEAR 3)(以下「スピーキングテスト」という。)を受験した者のみ、提出する。やむを得ない理由によりスピーキングテストを受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、個人レポートに代えて、都立高等学校入学者選抜におけるスピーキングテストの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。)

サ 学力検査に基づく選抜(第一次募集・分割前期募集)において、やむを得ない事情により郵送により出願する場合は、受験票返送用の定形(長形3号)の封筒(返信時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受験票を交付する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、入学を予定している都立高校の校長に住民票記載事項証明書(様式応3(申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの))を提出する。

4 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

一 応募資格

海外在住者で、次の(1)アからウまでのいずれかに該当し、かつ、(2)に該当する者

- (1) ア 外国の学校（現地校）において、学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月31日までに修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を修了した者又は令和8年3月に修了する見込みの者

ウ 日本の中学校を卒業した者

- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和8年4月の入学日までに都内に住所を有し、入学後も保護者と同居し、引き続き都内から通学することが確実な者。ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

なお、都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

※ 海外帰国生徒対象の選抜又は在京外国人生徒等対象の選抜に出願する場合は、上記に加え海外帰国生徒等入学選抜実施要綱に記載された応募資格にも該当する必要がある。

二 出願方法

- (1) 提出期間 入学願書提出期間とする。

- (2) 提出先 志願する都立高校の校長

- (3) 出願に要する書類等

ア 帰国等に関する申立書（様式応5）

イ 前記一の(2)アに該当する場合は、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類

ウ 前記一の(2)イに該当する場合は、身元引受人承諾書（様式応6）及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）

エ 入学願書（所定の用紙）

（学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）においては、出願サイト上への入力による。）

オ 入学考査料

全日制高等学校 2,200円

（出願サイト上での決済（学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）に出願する場合のみ）又は所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所に納めること。ただし、一旦納付したものは還付しない。）

カ 日本人学校の場合は、調査書（所定の用紙）及び成績一覧表（在学している学校の校長が作成したもの）。現地校の場合は、最終学校の成績証明書（学校教育における9年の課程が修了したことが分かる卒業証明書等）又はこれに代わるもの。日本の中学校を卒業した者の場合は、調査書（所定の用紙）

※ 成績一覧表は、在学している学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校の校長に提出する。

キ 自己PRカード（所定の用紙）（面接実施校の志願者のみ）

ク 学力検査に基づく選抜（第一次募集・分割前期募集）において、やむを得ない事情により郵送により出願する場合は、受検票返送用の定形（長形3号）の封筒（返信時の宛先として、志願者の住所・氏名等を明記の上、簡易書留郵便による郵送料相当分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

なお、受検票返送先は国内の住所とし、これにより難しい場合は志願校に問い合わせること。

三 その他

- (1) 応募資格の審査は志願校の校長が行い、出願を承認し、入学願書を受理したときは受検票を交付する。

- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。

- (3) 入学日までに、入学を予定している都立高校の校長に、住民票記載事項証明書（様式応3（帰国（入国）後の住所として申請した都内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

なお、前記一の(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

受付番号	受検番号
※	※

東京都立高等学校出願承認申請書

年 月 日

東京都立_____高等学校長 殿

保護者氏名(自署)
志願者との続柄

下記の者を貴校に入学させたいので、出願の承認を申請します。

記

1 志願者

フリガナ 氏 名		現住所	
在学(出身) 中学校	中学校	卒業見込 年 月 卒業	

2 家族構成(保護者は、同居、別居にかかわらず、必ず記入すること。)

志 願 者 との続柄	フリガナ 氏 名	現 住 所
保 護 者		

3 出願申請理由(該当する事項の番号を○で囲む。)

1 都内在住者で都外の中学校等に在学している者又は都内在住者で中学校等を既に卒業した者
2 入学日までに都内の島しょに転居することが確実な者
3 都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者

- (注意) 1 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応7)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出してください。
- 2 海外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者は、この申請書を提出する必要はありません。
- 3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとします。
- 4 ※欄は記入しないでください。

不 受 検 証 明 書

道府県 立 中学校 卒業見込 (該当しない方を二重線で消す。)
卒 業

生徒(志願者)氏 名

住 所

上記の者の保護者から _____ 道府県の公立高等学校等を志願しない旨の申出があったことを証明します。

年	月	日
_____ 道 府 県 _____ 立 _____ 中学校長		
氏 名 _____		公印

年	月	日
_____ 道府県教育委員会教育長		
氏 名 _____		公印

(注意)

- 1 道府県所定の様式も使用することができます。
- 2 中学校に在学していない者は、中学校長の証明は必要ありません。

住民票記載事項証明書						
①住所	②世帯主氏名					
③氏名	④生年月日	⑤住所を定めた年月日		⑥世帯主との続柄	⑦国籍・地域	

上記事項は住民票に記載があることを証明します。

年 月 日

区市町村長氏名

公印

※都立高校 使用欄
旅・在・他

【都立高校使用欄】
*外国籍を有する志願者のうち、在日期間の確認が必要な志願者の上陸許可年月日を記入する（志願者のみの確認でよい）。
*上陸許可年月日を確認した書類の種類（旅券、在留カード、その他）について、「旅・在・他」のいずれかを○で囲む。

- (注意)
- 1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり枠内に記入し、令和7年11月20日以降に証明を受けてください。
 - 2 区市町村所定の様式も使用することができます。ただし、上記①から⑥に該当する項目が含まれていることが必要です。
 - 3 志願者が成人の場合は、保護者についての記載は不要です。
 - 4 志願者が外国籍の場合は、⑦の国籍・地域についても証明を受けてください（志願者以外については、証明は必要ありません）。なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けてください。

転居に関する申立書

年 月 日

東京都立_____高等学校長 殿

保護者 氏 名 _____
(自 署)

志願者との続柄 _____

志願者 氏 名 _____

このたび、下記のとおり転居しますのでよろしく申し上げます。

記

1 転居先住所

志 願 者 との続柄		フリガナ 氏 名	転 居 先 住 所
保 護 者			

2 転居予定年月日

年	月	日	転 居 予 定
---	---	---	---------

3 転居理由

--

- (注意) 1 転居を証明する書類を添付してください。
- 2 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書(様式応7)及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出してください。
- 3 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとします。

帰国等に関する申立書

年 月 日

東京都立 _____ 高等学校長 殿

保護者氏名 (自署)

志願者氏名

志願者と家族の帰国 (入国) 予定についての状況は下記のとおり相違ありません。

記

1 家族の状況

氏名	志願者との続柄	現住所	勤務先 (学校名)	帰国 (入国) 予定年月	帰国 (入国) 後の住所
	本人			年 月	
	保護者				

(注意) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、理由書 (様式応7) 及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類を併せて提出してください。

2 日本国籍を有する志願者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合、その理由及び身元引受人

理由			
身元引受人	氏名	志願者との続柄	住所

(注意) 上記2の場合、身元引受人承諾書 (様式応6) 及び保護者が帰国できない理由を証明する書類 (海外における勤務証明書等) を併せて提出してください。

身元引受人承諾書

東京都立_____高等学校長 殿

志願者の帰国後の住所

志願者氏名

上記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、志願者の身元引受人となることを承諾します。

年 月 日

現 住 所 東京都

身元引受人氏名(自署)

志願者との続柄等

(注意) 身元引受人は、都内在住者で、保護者が帰国するまでの間、保護者に代わる者で志願者と同居することが確実な者としします。

理 由 書

年 月 日

東京都立_____高等学校長 殿

志願者氏名 _____

志願者の保護者である（父・母）が都内に志願者と同居できない理由は下記のとおりです。

記

1 志願者と同居できない保護者

志願者 との続柄	フリガナ 氏 名	現 住 所
父 ・ 母		

2 志願者と同居できない理由等

理 由	
証明する書類	

※ 父又は母が志願者と都内に同居できない理由（志願者の祖父母の介護、保護者の病気療養等）及び志願者が父母のどちらか一方と都内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記する。

※ 同居できない理由を証明する書類の名称を記入し、本理由書とともに、その書類の写しを添付すること。

3 その他確認事項（内容を確認の上、□内にレ印を記入してください。）

- ☐ 都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居することはありません。
- ☐ 都立高校の受検を目的として、都内に転居するものではありません。
- ☐ 父又は母が、志願者と都内に同居できない理由が解消された場合は、速やかに都内に転居します。

以上のとおり相違ありません。

なお、上記事項の記載について、重要事項の誤記又は不備その他事実と反する記載によって入学したと認められる場合は、入学を取り消されても異存ありません。

年 月 日

保護者氏名（自署）

（電話 _____）

- （注意）
- 1 本書類は、保護者が父母である者で、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合に提出する。
 - 2 都内の中学校に在学している者は、本書類を提出する必要はない。
 - 3 都立高校へ入学手続をするため、一時的に都内に住所を有し、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。
 - 4 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。